

第5章 関係者の役割と連携・協力

1 関係者の役割

(1) 市町村の役割

- 地域住民に対し、健康増進法に基づく各種保健事業の実施に努めるとともに、国民健康保険の保険者として、被保険者を対象とした特定健康診査及び特定保健指導を着実に実施します。また、後発医薬品の使用促進や重複受診・重複投薬等の是正に向けた取り組みを推進するとともに、データヘルス計画に基づく事業の実施に取り組みます。
- 県や関係機関、団体等との協働により、地域包括支援センターを拠点に地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

(2) 保険者等の役割

- 被保険者等に対する特定健康診査及び特定保健指導を着実に実施し、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を減少します。
- 被保険者等の適切な受療行動の促進に努めます。
- データヘルス計画を推進し、検診・レセプトデータの分析に基づいた保健事業を効果的・効率的に実施します。
- 後発医薬品の使用促進のため、自己負担の差額通知等の取り組みを推進します。
- 医療機関と連携した訪問指導の実施等により、重複投薬の是正に向けた取り組みの実施に努めます

(3) 医療機関及び医療関係団体の役割

- 医療機関および山梨県医師会、山梨県歯科医師会、山梨県薬剤師会、山梨県看護協会、山梨県栄養士会等の医療関係団体は、県が策定する医療費適正化計画、地域保健医療計画等の内容を理解し、会員への周知及びこの計画の推進に努めます。

(4) 事業者等の役割

- 事業者等は、労働安全衛生法に定められた健康診断等の労働者の健康確保に関する措置を確実に実施します。

(5) 県民の役割

- 県民は、自らの健康は自らが守るという認識のもと、一人ひとりが若い時期から健康に留意することにより、生活習慣病を引き起こす要因を防ぐよう努めることが求められます。
- 地域の医療体制についての情報収集を行い、身近な医療機関の中から、自らの健康状態を把握し、信頼関係のあるかかりつけの医師を持ち、その判断を得ながら、症状に応じた必要な医療を受けることが求められます。

2 関係者との連携及び協力

(1) 住民の健康の保持の推進

住民の健康の保持増進を図るために、従来からの「自分の健康は自分で守る」という考え（自助）を基本に、個人の健康づくりを社会全体で支える地域づくり、さらに、学校や企業、NPO等の民間団体、愛育会、食生活改善推進員会等ボランティア団体や自助グループなどへの支援や活用を図ります。

健康増進の取り組みを総合的に進めるためには、地域保健のみならず、職域保健、学校保健、まちづくり施策など横断的な施策の推進が重要なことから、関係部署や関係機関と十分に連携を取りながら、健康増進の観点を取り入れた施策の推進に努めます。

(2) 医療の効率的な提供の推進

山梨県医療審議会や山梨県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会などを活用し、医療・福祉の関係者等と情報交換を行い、相互に連携及び協力を行います。